（人事評価の記録）

第十七条　人事評価の記録は、最高裁判所の定めるところにより、人事評価記録書として作成しなければならない。

（雑則）

第十八条　この規則に定めるもののほか、人事評価に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（特別評価に関する経過措置）

2　この規則の施行前に条件付任用期間が開始された職員については、第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例により、法第五十九条の条件付採用又は条件付昇任を正式のものとするか否かについての判断のための勤務成績の評定を行うものとする。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部改正）

3　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○経済産業省令第四十五号

小規模企業共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「申込者」の下に「（申込者が法第二条第一項第三号に掲げる個人（以下「共同経営者」という。）たる小規模企業者としての地位において、共済契約を締結しようとする場合には、当該申込者及び当該申込者が経営に携わる事業を営む個人）」を加え、同項第三号中「申込者（申込者が」の下に「共同経営者又は」を加え、「又は農事組合法人の」を「若しくは農事組合法人の」に、「ときは、会社、協業組合又は農事組合法人」を「場合には、当該共同経営者及び当該共同経営者が経営に携わる事業を営む個人又は会社、協業組合若しくは農事組合法人」に改め、同条第二項中「申込者が小規模企業者であることを証する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に、「添附」を「添付」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申込者が法第二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる個人又は会社、企業組合、協業組合若しくは農事組合法人（以下「会社等」という。）の役員たる小規模企業者としての地位において、共済契約を締結しようとする場合　次に掲げる書類

イ　申込者が小規模企業者であることを証する書類

ロ　申込者が中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者でないことを誓約する書面

二　申込者が共同経営者たる小規模企業者としての地位において、共済契約を締結しようとする場合（この場合において、当該地位において共済契約を締結する者の数は、その者が経営に携わる事業を営む個人一人につき、二人を超えないものとする。）　次に掲げる書類

イ　申込者が経営に携わる事業を営む個人が小規模企業者であることを証する書類

ロ　申込者が、事業の経営に必要な資金の負担をしていること又は多額の借財、支店の設置その他の重要な業務執行の決定に関与していることを証する書類及び報酬、賞与その他の業務執行等の対価を受けていることを証する書類

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、申込者が共同経営者であることを証するのに参考となる書類

ニ　申込者が中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者でないことを誓約する書面

第一条の次に次の一条を加える。

（契約締結の拒絶理由）

第一条の二　法第三条第五項第三号の経済産業省令で定める場合は、中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者が共済契約を締結しようとする場合とする。

第十条第二項中「その事由が生じたことを証する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に、「添附」を「添付」に改め、同項に次の各号を加える。

一　共済契約者が法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる個人たる小規模企業者である場合　次に掲げる事由のいずれかが生じたことを証する書類

イ　事業の廃止があつたとき（法第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。）。

ロ　共済契約者が六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上であつて、イに掲げる事由が生じていないとき。

二　共済契約者が会社等の役員たる小規模企業者である場合　次に掲げる事由のいずれかが生じたことを証する書類

イ　会社等の解散があつたとき。

ロ　死亡等により、共済契約者が会社等の役員でなくなつたとき。

ハ　共済契約者が六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上であつて、イ及びロに掲げる事由が生じていないとき。

三　共済契約者が共同経営者たる小規模企業者である場合　次に掲げる事由のいずれかが生じたことを証する書類

イ　共済契約者が経営に携わる事業の廃止、共済契約者の死亡等による事業の廃止があつたとき（法第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。）。

ロ　共済契約者が六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上であつて、イに掲げる事由が生じていないとき。

第二十四条第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　小規模企業共済勘定余裕金の安全で効率的な運用が図られるよう必要な評価、助言等を行う資産運用委員会の設置に関する事項

第二十四条第二項中「及び第四号」を「、第四号」に、「第七号まで」を「第八号まで及び第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（報告の請求）

第二十四条の二　機構は、共済契約に関して必要があると認めるときは、共済契約者に対し、必要な報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の小規模企業共済法施行規則第一条第二項第一号ロの規定は、この省令の施行の日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が受理した申込書に適用し、同日前に受理した申込書については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項の規定に基づき、基準点測量基礎計画の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

基準点測量基礎計画の一部を改正する省令

基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年度から平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成三十一年度」に改める。

第二条の見出し中「改算以外の」を削り、同条第一項中「（基準点の改算を除く。以下本条において同じ。）」を削り、同条第二項中「第五条」を「第十一条」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

第三条の見出しを「（基準点の新設）」に改め、同条第一項中「基準点の測量の基準点」の下に「（補助基準点を除く。）」を加え、「一万四千点」を「八千四百点」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の補助基準点は、基準点（補助基準点を除く。）を補完するために設置するものとする。

第四条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（街区基準点測量基礎計画の廃止）

第二条　街区基準点測量基礎計画（平成十六年国土交通省令第七十七号）は、廃止する。

○国土交通省令第四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司